

東三河総合体育大会に係る地域移行部活動参加規程

愛知県中小学校体育連盟東三河支部

愛知県中小学校体育連盟東三河支部は、部活動の地域移行に伴い、新たな活動方法を模索している学校等に配慮し、すべての中学生に大会参加の機会を与えるという趣旨から、以下の条件で部活動の地域移行のために編成された合同チーム（以下「地域移行部活動」という。）の東三河総合体育大会への参加を認める。

1 地域移行部活動としての活動条件

地域移行部活動は、地域移行した学校部活動または、今後の地域移行を視野に入れた学校部活動を母体として編成されたチーム、または所管する教育委員会等が地域移行部活動と認めたチームのことであり、日常において計画的に教員等が指導し、練習していることが大会参加の前提条件となる。

2 地域移行部活動の条件

(1) 参加申込書の提出

地域移行部活動は、母体となる学校長又は支所長もしくは所管する教育委員会に確認したチームとし、「地域移行部活動」参加申込書を提出する。

(2) 編成の組み合わせ

効率的な部活動運営を目的に、練習を行っている支所内の中学校を中心に構成したチームであること。

3 複数校合同の範囲

その範囲は、原則支所の範囲における編成とする。

4 編成の手続き

(1) チーム結成の元となった学校長又は支所長もしくは所管する教育委員会等の確認を受け、大会参加申込時に「地域移行部活動」参加申込書を提出する。

(2) 参加競技を主催する県競技団体に原則加盟する。

(3) 特別な事由がある場合、支所中小体連で協議の上、支部中小体連事務局に申請し臨時に常任理事会を開催し決定する。

5 その他

(1) 上位大会に出場する場合は、「愛知県中学校総合体育大会に関わる地域移行部活動参加規程」の条件を満たす必要がある。

(2) 本規程において問題が生じた場合はその都度見直しを行うものとする。

附 則

この規程は令和5年4月1日より施行する。

付記（令和6年3月1日改訂）（令和7年2月28日改訂）